

監事監査報告書

平成22年5月26日

学校法人 富士修紅学院

理事会
評議員会 御中

学校法人 富士修紅学院

監事 寺田孝行 ⑩

監事 高石国康 ⑩

私たち学校法人富士修紅学院の監事は、私立学校法第37条第3項の定めに基づき、平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の学校法人の財産状況及び業務全般の執行状況を監査いたしました。その結果につき、次の通り報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事及び担当者から学校法人の業務全般の報告を聴取するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査しました。また、公認会計士から監査の報告及び説明を受け、計算書類等につき検討を加えました。

2. 監査の結果

学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

また、当法人における建学の理念を踏まえ、今後さらなる経営向上に努めていただきたい。

以上